



主席研究員 神田基史

神奈川県インクルーシブ推進高校が14校もあり、軽度の知的障害生徒が特例選考で通常の高校教育を受けているという情報を得た。特別支援学校学習指導要領は「知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」の教科（いわゆる知的障害教科）を別途定めている。義務教育段階よりはるかに専門性が高くなる高等学校の各教科の内容を軽度とはいえ知的障害のある生徒は一体どのように学ぶのだろうか。高等学校の教科を学べる生徒なら知的障害ではないのではないか。いくつか疑問はあるが、インクルーシブ教育にチャレンジしている先進の取り組みにエールを送りたい。

25年ほど前に知的障害特別支援学校で逆統合保育の試みを実践した。幼稚部で知的障害幼児と障害のない幼児を一緒に保育する実験的な試みである。在籍幼児を近隣の幼稚園に通園する試みを行っていたが、不慣れな環境で一緒に活動するより、環境を変えずに安心して一緒に保育ができる形がよりよい交流教育になるという考えがあった。しかし、そういう知的障害の幼稚部に子どもを入れようとする親がいるだろうかとか、障害のない子どもたちが不安になったり、いやがったりしないか心配したが、全て杞憂に終わった。研究的な試みであり、1年間だけの通園で速やかに子どもたちを通常の保育園・幼稚園に戻す約束だったが、3年間この試みに参加して区立小学校に巣立っていった2人の子どもがいた。この2人の娘さんは、小学校、中学校時代も学期末になると通知表を持って幼稚部に遊びに来た。大学進学が決まった時も二人そろって報告にやってきた。自分たちが楽しく遊び・活動した思い出の幼稚園という感じなのだと言ってくれた。幼児期からの多様性のある異年齢集団（といっても7人の知的障害幼児と7人の障害のない幼児の計14名の小さな幼児集団と5名の教員）が、この実践に参加した幼児たちの心にどんな影響を与えたのかな・・・と懐かしく思い出す。この逆統合保育に参加していた私にとっては、たくさんの学びがあり、楽しく充実した3年間であった。しかし、目指すべきインクルーシブな教育は特別支援学校の中ではなく、通常の学校で実現すべきものである。

小中学校のインクルーシブな教育の実現のために障害者基本法に位置づけられ、全ての学校の学習指導要領にもその重要さが述べられている「交流及び共同学習」は、基本的に全ての学校で取り組まれている。副籍・支援籍といわれている実践も先進的な取り組みではなくなりつつある。しかし、「単発の交流機会や障害について形式的に理解させる程度にとどまっている場合も多い（*注）」のが現状のようである。それでも先進的な取り組みに驚かされることがある。8年ほど前に教育実習の研究授業参観で山梨県南東部の町立小学校を訪問した。私が知的障害教育の担当教員と知って校長が特別支援学級を案内して下さった。ところがその教室は空っぽで誰もいない。それぞれ自分の学年学級に入って授業を受けて

いるとの説明を聞いて驚いた。必要な教科だけ特別支援学級で授業を受けるが大半の時間をインクルーシブな状況で勉強しているとのことであった。インクルーシブな教育が実践されている土壌として町民の理解があり、町民全体が全ての子どもたちの教育に責任を持ち、共生教育を支えている風土なのだという説明であった。田舎であろうと都会であろうと、住民全体の理解と結束があれば事は前進すると思いきらされた。都内の小学校でも特別支援学級生が基本的に当該児童の学年学級で学ぶ実践にも出会っている。しかし、校長が替わると実践の形が後退する状況も見た。

こうした先進的な実践を踏まえた上で、特別支援学校の新しい試みに期待したい。

注 学校における交流及び共同学習の推進について(平成30年2月 心のバリアフリー学習推進会議)

神田 基史 (かんだ もとし)

帝京大学教育学部初等教育学科 教授

幼稚部から高等部まである知的障害養護学校で31年間教員生活を送りました。この間、保護者と教員との協働の大切さを痛切に感じるとともに、学校の教育・運営を地域の関係者やNPO、近隣の幼稚園や学校、そして各種ボランティアの皆さんに支えて頂いたことを心から感謝しております。

「社会に開かれた教育課程」が唱道される時代となり、地域との多様な形の連携・協働が一層求められています。ともに新しい一歩を踏み出しましょう。

略歴

昭和54年 鳥取大学教育学部養護学校教員養成課程 卒業

昭和56年 筑波大学大学院教育研究科障害児教育コース(知的障害専攻)修了

昭和57年 筑波大学附属大塚養護学校着任、平成9年 同校副校長

